



市では家庭ごみを集積場所まで運ぶことが難しい高齢者世帯等を対象に、戸別に訪問し家庭ごみの収集を行います。

対象 市内に居住し、全ての世帯員が下記要件のいずれかに該当し、家庭のごみを集積場所に出すことが困難な世帯

- ①要介護2以上
- ②身体障がい者手帳1級または2級
- ③療育手帳A
- ④精神障がい者保健福祉手帳1級
- ⑤妊産婦
- ⑥重度の傷病により一時的にごみ出しが困難



料金 無料

申込 令和8年4月15日より受付開始
各担当課の窓口、郵送及び簡易電子申込サービスにて申込可能
(※要件⑥の場合は電話での事前相談要)

問合せ先

- ① 長寿介護課 (TEL674-7166)
- ②～④ 障がい福祉課 (TEL674-7164)
- ⑤ 子ども保健課 (TEL648-3272)
- ⑥ 清掃業務課 (TEL669-1153)

① 申込から支援決定までの流れ

担当課に申込→要件審査→職員による現地訪問(要立会)→支援可否決定

② 収集方法

玄関先または門扉先に蓋つきのごみ箱を自身で用意してください。

週に1回、収集員が収集します。

※ごみの排出がない場合は、貼り紙等による意思表示が必要です。

※職員による室内からのごみの運び出しは行いません。

③ 収集できるごみの種類

45Lサイズのごみ袋に入る程度の可燃ごみ、リサイクルごみ、不燃ごみ

④ 利用できない場合

- ・本人・同居家族などがごみ出し可能な場合
- ・施設などに入所し本人が自宅に居住していない場合
- ・収集作業車が容易に侵入できない家屋に居住している場合 など